平成２３年（フ）第７７００号
群馬県吾妻郡高山村大字中山3788―21―17―Ｂ
破産者　小暮八重子（旧姓岡戸）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７４２号
東京都足立区一ツ家４丁目12―12　メンバーズヒル一ツ家Ａ－１
破産者　吉田　展晴
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３０９号
東京都墨田区東向島６丁目36―２―301
破産者　金田　光弘
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３６４号
千葉県香取市佐原イ2175―17、住民票上の住所東京都大田区羽田５丁目６－９
破産者　田中　　忍
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３２号
埼玉県川口市安行出羽３丁目12番12号
破産者　有限会社北昇産業
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６３３号
東京都練馬区田柄３丁目26―８
破産者　春山　　清
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６４７号
埼玉県春日部市六軒町135－２
破産者　吉澤　憲雄（旧姓海老原）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７１５号
東京都小平市栄町２丁目24―11―401
破産者　神田　史朗
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７２７号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目14番３号
破産者　合同会社Ａ－ｍｉｅ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７２８号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目56―２―202
破産者　高橋　裕明
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７５２号
東京都足立区入谷１丁目５－１―211
破産者　青柳　直子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７８９号
神奈川県川崎市幸区幸町３丁目603　ＭＫビル501
破産者　柴田　龍美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８３３号
東京都中野区新井２丁目49―10―201
破産者　馬場　正人
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９２４号
東京都目黒区駒場１丁目38－１
破産者　田島　良平
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９７０号
東京都品川区西五反田２丁目31―12―301
破産者　小野内　勇
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０１５号
東京都墨田区東駒形１―18―８、住民票上の住所東京都墨田区本所２丁目５－１―1004　ライオンズシティ両国
破産者　黒田　玲子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０３２号
東京都国分寺市光町１丁目38―３―103
破産者　田口　博也
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１０６号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１―48―101、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目１―26
破産者　三浦　法男
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１０７号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１―48―101、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目１―26
破産者　三浦　絹代
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１３５号
埼玉県上尾市地頭方459―１　レイクタウンⅢ101
破産者　新井　康広
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８０号
東京都世田谷区上北沢４丁目17―22
破産者　上野　光美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５６号
埼玉県草加市弁天１丁目23―18
破産者　濱谷さゆり（旧姓檜山）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部